

# 令和4年度 西信達小学校いじめ防止基本方針（令和5年1月改訂）

泉南市立西信達小学校

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年「いじめ防止のための基本的な方針」が策定された。また、泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。これらを受け、本校では、「みんなが笑顔の学校」という学校目標のもと、「自分も人も大切にし、夢や希望をもって、学び努力し続ける子ども」を重点目標に置き、人権教育に力を入れて取り組んでいく。本校の全教職員が、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識をもち、ここに「西信達小学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「西信達小学校いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、支援教育コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭、人権教育担当、学級担任等

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応（早期発見、事案対処）
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の作成と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

西信達小学校 いじめ防止年間計画				
	1年2年	3年4年	5年6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 1年 ひかり学級訪問 2年 ひかり学級訪問	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 5年 あいさつ運動	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 授業参観 おはなしBOX
5月	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 2年 三びきは友だち	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 3年 さと子の落とし物 4年 ちこく	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 6年 ほんとうのことだけど... 6年 言葉のおくり物	第1回 いじめ不登校対策委員会(年間計画の確認、問題行動結果を共有) →5月以降毎月開催
6月	いじめアンケート実施 (1・2年は聞き取り)	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	PTA 人権講演会 アンケートの集約
7月	1年 はしのうえのおおかみ 懇談会	懇談会	5年 臨海学校 懇談会	第1回児童実態報告会 体力テスト
8月				
9月		3年 同じなかまだから 4年 いじりといじめ	6年 進路学習 5年 折れたタワー	授業参観
10月	2年 アイマスク体験 2年 くみの木と小鳥		6年 わたしのせいじゃない 6年 連合運動会 非行防止教室	運動会 ありがとうBOX (児童会)

11月	いじめアンケート実施 1年 もりのぶれぜんと	いじめアンケート実施 4年 テイセセンター見学 4年 市音楽会	いじめアンケート実施 6年 修学旅行	第2回児童実態報告会
12月	懇談会 2年 おもちゃランド	懇談会	懇談会	日曜参観 ひかり交流
1月	2年 ドッジボール	4年 二分の一成入式	5年 すれちがい	
2月	いじめアンケート実施 1年 新入生体験入学 1年 やめろよ 2年 これまでのわたし これからのわたし	いじめアンケート実施 3年 ぼくのボールだ 4年 よわむし太郎 3年 盲導犬体験 4年 車いす体験	いじめアンケート実施 5年 環境と私たちのく らし 5年 お年寄りの気持ち になって(高齢者 体験) 6年 ロレンソの友だち	授業参観 アンケートの集約
3月			卒業式	入学説明会 年度末反省

## 5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、毎月開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

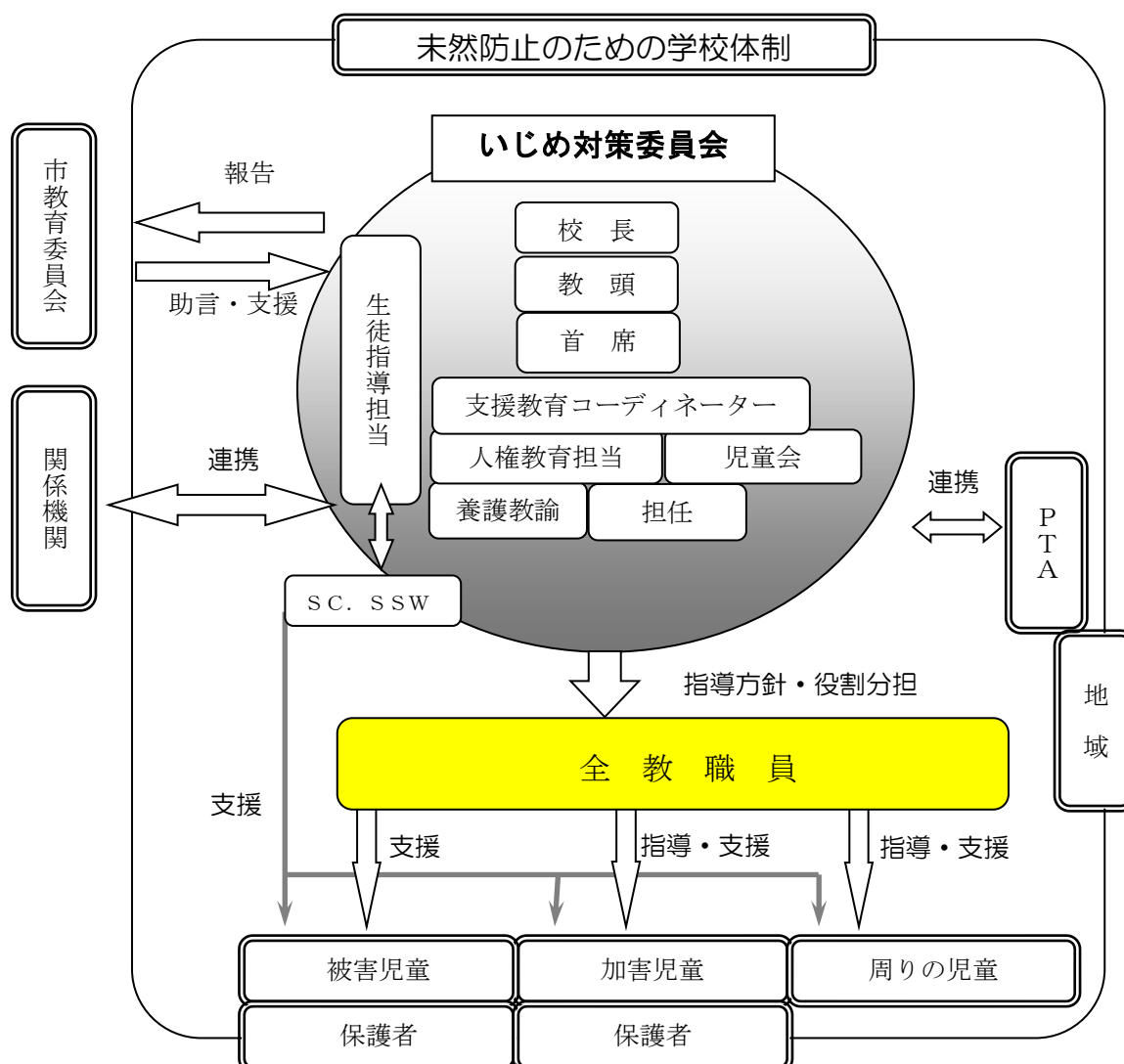
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

○本校ではいじめ防止の要として年に2回児童実態報告会を開催し（6月・11月）、全教職員が一丸となりいじめ防止に取り組むこととする。この児童実態報告会を通して、すべての職員が児童理解を深める場とする。そして、弱い立場（家庭的背景や本人の特性など）にある子どもの側に立って、いじめの未然防止に取り組む。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 教職員は、どの子もいじめの被害者・加害者になる可能性があるという視点に立って、児童に接するよう心がける。また、児童に対して、いじめはどんな理由があっても許されないということを指導する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、児童が自己有用感を獲得できる取り組みを進める。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、以下の3点に心がける。
  - ・すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行う。
  - ・学校行事、学級活動などで児童生徒一人ひとりが活躍できる場を設け学級経営に取り組む。

- ・教師の発言が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないようにする。
- (4) 児童がクラス集団の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取り組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは、他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもつことが何より大切である。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは6月、11月、2月に実施する。  
また、日常の観察として、日記や個人ノートなど通常行っている学習や学級活動をいじめの早期発見の視点で見る。
- (2) 児童の日常や思いをタブレット等で担任に発信し、いつでも相談できるような仕組みを整える。
- (3) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問、個人懇談会などの時に友だち関係のもつれなどがなければ話す内容の一つとして考慮する。
- (4) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として「おはなしBOX」を設置する。
- (5) 学校だによりにより、相談体制を広く周知する。また、保護者アンケートにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (6) 子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、1人で抱え込むことなく、学年間や生徒指導担当、管理職等、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する。
- (7) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、厳重に注意し、鍵付きのロッカーに保管する。

## 第4章 いじめに対する具体的な対処

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。
  - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を指導する。
  - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
  - ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、当該組織が中心となって速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、「いじめの認知状況報告書（様式A）」により教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。  
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。  
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。  
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。  
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。  
運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査をし、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、保護者や子どもたちを対象に「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3カ月を目安)

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

## 第5章 その他

- ・1小1中校区がもつ集団が固定化しやすい特性から、日頃から仲間作りに力を入れるとともに、保・幼・小・中の連携を深め人間関係やいじめの問題について情報共有に努める。